

芦屋港ボートパークの利用時間及び休業日について

本施設における利用時間及び休業日については、これまでの専門分科会での議論を踏まえて、以下のとおり「芦屋港ボートパーク管理条例施行規則」にて定めていくこととします。

1 利用時間・休業日について

(1) 係留施設

①利用時間

午前 0 時から午後 12 時まで

②休業日

なし

- ・利用者サービスとして出入港は 24 時間利用可能とする。
- ・ただし、管理者による管理は魚釣施設の利用時間に合わせて、午前 9 時から午後 5 時までの時間を基本とする。(管理事務所に常駐)
- ・管理者による管理時間外の利用については、出入港の事前届出と入場ゲートセキュリティにより管理する。

(2) 魚釣施設

①利用時間

午前 9 時から午後 5 時まで

②休業日

- 1) 毎週月曜日 ※休日にあたる場合は、その翌日とする。
- 2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

- ・専門分科会では 24 時間利用としていたが、利用者の安全面を考慮することや、管理運営の実績（施設利用者人数や利用者ニーズなど）を重ねていくことを考慮し、開業して当面は上記利用時間により運用を行う。
- ・週休は近隣の脇田釣棧橋の定休日を考慮して設定する。

2 利用時間・休業日の変更について

上記 1 の利用時間及び休業日は、「芦屋港ボートパーク管理条例施行規則」にて定めていくこととなりますが、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、または休業日に開場し、若しくは臨時に休業日を設けることができることとします。

このため、施設の管理運用実績を重ねつつ、利用時間の在り方を指定管理者とともに検討していきます。